

# 令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年11月10日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時21分

【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

委員 田中 雅文

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

生涯学習推進課長 箱島 弘一

生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

生涯学習推進課振興係長 関 裕史

教育環境整備推進室担当課長 小田部 純子

教育環境整備推進室担当係長 染谷 大海

教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明

教育環境整備推進室担当係長 笹淵 祐也

健康給食推進室担当課長 末木 琢郎

健康給食推進室担当課長 北村 恵子

健康給食推進室担当係長 高山 省吾

庶務課経理係長 桑原 佑輔

教職員人事課長 大島 直樹

教職員人事課担当課長 矢澤 匡彦

教職員人事課課長補佐 秋廣 貴晶

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

## 3 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.1から報告事項No.5及び議案第34号から議案第37号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第38号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.1から報告事項No.5及び議案第34号から議案第37号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

また、議案第38号につきましては、議決後、資料は公開しても支障がないため、資料のみ掲載させていただきます。

## 4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

## 5 報告事項

### 報告事項 No. 1 川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について（中間報告）

#### 【小田嶋教育長】

まず、報告事項に入ります。

「報告事項No. 1 川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について（中間報告）」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

#### 【宮川生涯学習推進課担当課長】

それでは「報告事項No. 1 川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について（中間報告）」を御説明いたします。本日は、「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」での課題への主な検討状況や、今後のスケジュール等につきまして、御報告させていただくものでございます。なお、参考資料といたしまして、「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想（概要版）」を配付させていただいておりますので、後ほど御参照をお願いします。それでは、資料の「川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について（中間報告）」をごらんください。

はじめに、「1 これまでの経過」でございしますが、平成30年3月に、「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を策定し、川崎区における市民館機能の労働会館内への移転を決定の後、平成31年3月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を策定し、再編整備の整備理念や基本的考え方等を決定したところでございます。

次に、「2 基本構想について」でございしますが、「(1) 概要」のとおり、教育文化会館の市民館機能の移転に伴い、教育文化会館と労働会館で行ってきた社会教育振興事業や労働者支援事業の進展と会館のさらなる活性化を図るため、施設整備等のあり方を整理いたしました。このあり方の中では、再編整備における配置の考え方を整理するとともに、意見交換会等における利用者等からの意見を踏まえ、再編整備の方向性として、「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」を整備理念とした上で、「(2)」の5つの「基本的考え方」や、「(3)」の8つの「今後の課題」を整理したところでございます。

次に、「3 基本構想策定後の主な状況の変化」をごらんください。

「(1) 公共建築物の特定天井対策について」を令和元年5月に公表し、平成26年4月に新設された特定天井の基準の対応が必要となる労働会館のホール等の施設は、特定天井の改修を進めていくこととしたところでございます。なお、再編整備に伴う改修工事が既に計画されていた労働会館については、特定天井対策及びこれに関係する労働会館全体の施設調査に当初より時間を要するため、新たな整備スケジュールを検討することとしたところでございます。

「(2) 富士見周辺地区整備推進計画」を令和2年2月に策定し、労働会館前は、公園北側の第2の玄関口となることから、労働会館との調和を図り、一体となった利用も考慮しながら、広がりのある空間を形成するように公園整備を進めていくこととされたところでございます。

「(3) 令和元年東日本台風等の風水害被害を踏まえた防災・BCP機能の強化」でございしますが、令和元年東日本台風による建物の浸水被害の状況を踏まえ、国の浸水対策ガイドラインが取りまとめられるなど、公共施設等における一層の浸水対策が求められているところでございます。

「(4) 新型コロナウイルス感染症に係る『緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針』を令和2年5月に決定し、「新しい生活様式」が定着した社会に向けた取組とともに、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が持続的に可能となるような取組の推進が必要となっているところでございます。

次に、「4 市民意見等の聴取」をごらんください。

これまでも基本構想の策定に向けて市民意見聴取に取り組んでまいりましたが、今年度策定予定の基本計画におきましても、「(1) 利用者アンケート及びヒアリング」をはじめ、市民意見等の聴取の取組を進めてきたところでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。次に、「5 基本構想での課題等への主な検討状況」でございしますが、基本構想策定後の主な状況の変化や労働会館全体の施設調査等を踏まえ、基本構想で整理した課題等の検討状況を御説明いたします。

はじめに、「(1) 安全性能の維持」でございしますが、「ア 特定天井対策」につきましては、改修方法として、荷重を増加させない膜材を用いた軽量天井にすることを基本として検討を進めているところでございます。「イ 耐震対策」につきましては、特定天井対策や長寿命化、防災対策を実施するため、建物の安全性を検証したところ、耐震補強が必要な見込みとなりましたことから、特定天井対策と併せて、耐震補強、非構造部材の耐震化等についても検討を進めているところでございます。

「(2) ユニバーサルデザインへの配慮」につきましては、調光機能を含む適度な明るさの照明、サイン計画の工夫や段差の解消等のバリアフリー化、車椅子利用者やオストメイト対応の多機能トイレ、おむつ交換台、授乳室、簡易ベッドの設置等について検討を進めているところでございます。

「(3) 設備機器の交換による長寿命化・高効率化の検討」につきましては、舞台機構を含む設備機器の更新に加え、環境負荷やランニングコストの低減のため、LED照明や高効率な空調機器などの導入、公衆無線LAN環境の整備等について検討を進めているところでございます。

「(4) 明るく、利用しやすい施設に向けた内装の改修」につきましては、多様なニーズへの対応に向けて、様々な世代や、富士見公園利用者などが多目的な用途に利用できる室のしつらえや、木質化など、明るく、誰もが訪れやすく、ゆとりやぬくもりを感じさせることができる内装について、検討を進めているところでございます。

「(5) 飲食を含む物品販売の検討」につきましては、売店等による物品販売形式を中心としたサービス提供を中心に、富士見公園再編整備の状況も踏まえ、検討を進めているところでございます。

「(6) 同一建物に設置されるメリットの活用方策の検討」につきましては、両施設が一つの建物に設置されていることのメリットを生かした運営方法や、諸室の共用化や多機能化、高機能化などの多目的化、市民活動スペースやフリースペースの設置などの検討を進めているところでございます。

「(7) 市民が利用しやすい施設運営の検討」につきましては、利用者が分かりやすく、使いやすい施設運営のあり方について検討を進めているところでございます。

「(8) 災害時対応機能の検討」につきましては、現在の両施設における区災害ボランティアセンター設置候補施設等の位置付けを基本とし、再編整備後に求められる防災機能で必要となる仕様や、近年の風水害被害を踏まえた津波・洪水対策等の検討を進めているところでございます。

「(9) 富士見公園再編整備との連携」につきましては、公園との調和を図るため、公園との連続性や一体感を持たせた施設となるよう、検討を進めているところでございます。

「(10) 新型コロナウイルス感染症への対応」につきましては、安全・安心に多くの市民に利用していただける施設となるよう、検討を進めているところでございます。

次に、「6 今後のスケジュール」をごらんください。基本構想策定時には、令和2年度に実施設計、令和3年度の改修工事を経て、令和4年度から供用開始する予定としていたところでございます。基本構想策定後の主な状況変化を踏まえ、当初の予定を変更し、令和3から4年度に、諸室の配置や仕様に関する実施設計を進めるとともに、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法に関する検討を行い、令和5から6年度に改修工事を実施し、令和6年度中に供用を開始する予定でございます。

御説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと申し訳ありません。基本的なことがよく分かっていないものですから。まず、建物的には、今の労働会館の中に教育文化会館のフロアが移るという形ですよ。今の所管は、労働会館の所管が経済……。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

経済労働局です。

**【田中委員】**

ですよ。教育文化会館は、建物としては、教育委員会なんですよ。それが、今度は合体するとなると、フロアごとに所管がそれぞれになりますか。それとも、市民館は今、区役所の所管でしたか。要するに教育文化会館が、今度、川崎市民館になるということは、川崎区の市民館になるということですか。ちょっとその辺をすみません。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

まず、現在の財産の所有の形態といいますか、確かに市民館は、一部事務委任という形で、事務委任補助執行という形になっていまして、維持管理については、各区役所が、それは教育文化会館という名前ではありますが、現在も川崎区の組織という形になりまして、教育文化会館は、川崎区役所でいうと「生涯学習支援課」という区の組織が主になって、社会教育振興事業については補助執行ということで、教育委員会で併任をされているという状況でございます。

そういう組織形態の中で、維持管理は区役所が行っているんですけども、財産としては、財産所管局というのは条例所管局という形になりますので、そちらは教育委員会の所管の条例

所管という形になりますので、財産所管は教育委員会になります。

その上で、移転した後どういうふうになるのかというのは、複合化した施設でございますので、例えば藤沢市に「Fプレイス」というところがあって、労働会館機能と公民館機能的なものだったりとか、あるいは子育て支援的な機能があったりという複合施設でございます。そういう事例を参考にしながら、どういう財産所有形態がいいのか等々を含めて、これからまさに開設運営の管理の条例改正が必要になりますから、そこは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**【田中委員】**

ありがとうございました。

ちょっと追加ですみません。今、それぞれの市民館についても、財産としては教育委員会の財産なんですね。分かりました。

それとあと、事業のほうなんですけれども、今は労働会館で、随分社会教育的な事業をやっていると思いますが、今度、合体したときも、事業そのものはそれぞれの所管のところで行うという形になるのでしょうか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

そちらも基本的には、これまでの事業サービスというのは変わらない形で考えているところでございます。ただ、事業の運営の仕方とか、そういうところは、一緒になりますので、それをベースにせず、相互に相乗りしながら、それぞれの利用者がそれぞれの機能を活用できるような形で、ソフトでもハード面でもうまく共同化というか、複合化のメリットというのを生かす方策というのを今後、開設までに具体的な検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

今の田中先生のお話の御回答の最後のところで、受付的なものが、労働会館の機能と市民館の機能の受付を、窓口はカウンターは一つで、利用者はそこに行けば、あまり意識しないでも、サービスとか施設を利用できるというようなイメージですか。たしか、こちらの「基本構想」のほうには、1階かどこかに、窓口機能を一体化して設置します、というようなことが書いてあったので、今の田中先生のお話を聞いて、案外簡単じゃないのかなと思ってしまったので、その辺りは検討していけば可能という形でいいんですかね。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

今の高橋委員の御質問についてでございますが、我々としてはスペースだけではなくて、機能を含めて、両方の機能を知っていただくということが必要だということ。確かにそれぞれの専門

性のあるサービスは、当然別々にやっていくこととなりますけれども、受付等について、専門的じゃない部分について、受付の一元化とか、そういうところは「基本構想」段階でも検討するという形になっております。

そういう意味では、今後、具体的にサービスの仕分けとか、そういうものも含めて、まさにこれから開設するまでに検討していくということで、方向性としてはなるべくスペースを有効活用に使いたいということと、それぞれのよさを知ってもらおうという、その趣旨に基づいて、具体的にハード的なこととソフト的なことを併せて検討していきたいということでございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員。

**【岩切委員】**

「ユニバーサルデザインへの配慮」というところで、非常に今後を見据えていて、いいなというふうに思いました。この中で少し質問なんですけれども、外国人の中で、やはり宗教上の理由とかで、お祈りのお部屋が必要だったり、足を洗う場所が必要だったりということなんですけれども、この辺りは何か考えていらっしゃることはありますでしょうか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

今の岩切委員の御質問につきましては、公共施設全般に多分言えることではないかなというように考えているところでございます。確かに川崎区は外国人の方が非常に多くて、識字学級が盛んだというようなことも、そういう状況もございます。

今言った点につきましては、今後どういう問題があるのかということも含めて、関係部署とも話をしながら、どのように具体化できるかというのは、今後の「基本計画」であるんですけれども、一つの課題として認識して、検討していきたいというふうに考えております。

**【岩切委員】**

先日、たまたまなんですが、今年オープンしました「パシフィコ横浜ノース」のほうにお邪魔させていただいたんですけど、やはりそういったところも考慮しながら、今後の展開、外国人のインバウンドとか、そういったことも考えて造られている施設でしたので、ぜひ新しい施設等を参考にしていただけたらなというふうに思います。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

今の事例もちょっと実際に我々も見に行って、限られたスペースをどう有効活用するかというところの視点も踏まえながら、現地を見ながら考えていきたいというふう思っております。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

2 ページ目の「検討状況」の最後、「(8)」のところにある「災害時対応機能の検討」ということがありまして、私は、「基本構想」策定のときにも御説明をいただいたかと思うんですけど、そのときはやはり昨年度の台風が起こる前だったと思うので、あまりそこまで災害機能のことは大きなトピックになっていなかったように記憶をしているんですけども、もう本当に何が起きるか分からない時代になってしまったということで、スケジュールも基本計画等実施設計のところにも十分時間を取っていただいて検討していただくということなので、災害の対応のところについても、これからまだコロナのことも含めて、まだ何か起きるか分からないというところもあると思いますので、なかなか盛りだくさんになってしまっていて大変なところはあると思うんですけども、御研究と御検討いただいて、必要なものを取り入れていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

社会状況の変化が本当に激しいので、いろいろな計画がそういった変化に対応して、見直し等に進んでいるところかなと思います。

ほかにはいかがですか。

岡田委員。

**【岡田教育長職務代理者】**

分からない言葉があったので、教えてください。「(2) ユニバーサルデザインへの配慮」のところ、2 枚目の紙のところのアンダーラインが引いてある、「車いす利用者やオストメイト対応の多機能トイレ」。「オストメイト対応の多機能トイレ」ってどういうトイレなのか、私にはちょっと分からなかったもので、教えていただけますか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

車椅子利用者というのは、車椅子がぐるっと回転できるような、そこで旋回できるような大きさということと、あと、オストメイトというのは人工肛門の方の洗浄するような、そういう流し台みたいなものがあるんですけど、そちらを設置する方向で考えていきたいというイメージでございます。

**【岡田教育長職務代理者】**

ありがとうございます。新幹線のトイレも今はそのようになっていますね。よく分かりました。

先ほど岩切委員もありましたように、多様性への対応ということで、LGBT に対する対応が必要になってくるというふうに思うんですね。それで、あるところの調査によると、2040年には、日本の年代別の人口動態がほぼ固まってしまって、もう動かない。それで、5割から6割が50代以上というのは確実に到達するらしいです。ということは、これができて20年、30年のときに、利用者の方々が、多くの方々はもう50代以上の方がターゲットになるはずですので、そういったところも含めながら、各委員の先生方がお話になられているのは、やっぱり造る以上、川崎にとってとても有効なものにしていきたいという思いもありますので、ぜひそう

いう人口動態というか、そんなものも、もちろんお考えになっていらっしゃると思うんですけども、踏まえてということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

2枚目の「(3)」に関わるとは思いますけど、「公衆無線LAN環境」というのは、いわゆるWi-Fiの話でしたか。じゃあ、その2つなんですけど、今の教育文化会館ではWi-Fi機能がないけれども、それは使えないけれども、今度、労働会館に入れば、それが使えるようになるという理解でいいのかというのが一つと、もう一つ、今回のこの整備の中で、ICTの観点から見たときの、Wi-Fi以外で何か御検討されたということは特にないのか、今後さらに進める可能性はないのか、その辺りはいかがでしょうか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

まず、新しい施設におけるWi-Fi機能については、御要望がかなり多くて、検討はさせていただければというふうに思っています。ただ、いろいろ仕組みも含めて十分検討は必要なのかなというふうにも考えています。設置は費用だけの問題ですけど、その利用の仕方とか、そういうものを含めて検討していかなければというふうに考えてございます。

そして、今、市民館も「報告事項No. 2」のほうでこれから報告させていただきますICTの活用の部分については、これは市民館についても図書館についても活用をしていく方向性で今考えてございます。市民館におきましては、特に今回のコロナ禍の中で休館をしてしまったときに来館できないというような状況もございましたので、例えばオンライン講座であるとか、教材のデジタル化みたいなものは今後検討の中で進めていければというふうに考えているところです。

以上でございます。

**【田中委員】**

分かりました。ありがとうございます。

ちょっと追加で1点だけ。今、教育文化会館を含め、全ての市民館ではWi-Fiは使えないんですか。

**【箱島生涯学習推進課長】**

残念ながら、今は教育文化会館につきましては、有線のLANは引いてあるんですけども、それは学習相談用に引いてあるということで、対外的にはちょっとお貸しできていないといったところはございます。

以上でございます。

**【田中委員】**

無線も。

**【箱島生涯学習推進課長】**

無線のほうは、ちょっと建物の構造上、なかなか電波が入りづらいという状況もあって、使えていない状況がございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

ほかには。

高橋委員。

**【高橋委員】**

今まで全然多分話題に出ていないことで、私もちょっと、はっと思ったことがありますて、基本的には内装のチェンジだというふうには思っているんですけども、耐震構造とか、そちらのほうも、基礎となるところも大分手を入れるというようなことが書いてあったので、ちょっと思いついたことがあって、川崎もSDGsのいろんな計画を出していますけれど、例えば自然エネルギーを利用するような施設を将来的に入れるとか、労働会館の上は実は平らな屋根だから、すぐじゃなくても、今後、例えば太陽光パネルとか、高性能なものができたら入れられたりとか、充電機能とか蓄電機能とかを入れるというようなことも、直近というよりは、かなり長いスパンで考えたときにはあるのかな、というふうにちょっと思ったんですけども、その辺りのエネルギーの観点というか、そういうものって何か、「基本構想」の中というか、計画の中で話題に出たりしていますか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

まず、「基本構想」の中で、環境負荷をどう低減していくのか、あるいは省エネという観点が併せて必要だという視点は「基本構想」で述べております。そういう状況の中で、空調等の、あるいは空調等の設備の高効率化とか、あるいはLED照明化とか、当然そういう環境負荷と、省エネを目的にした改修というのも行うことを基本的に検討を進めているところでございます。太陽光については、費用対効果とか、いろんなこと、あるいは今回、特定天井対策をやるということも含めて、構造上の荷重をどこまで減らしていくかという詳細な検討を行っているところでございます。

そのほか、蓄電池等がありましたが、そういう省エネとか、あるいは平常時には省エネ、環境負荷低減という形になるんですが、併せて非常時に防災対策になるという、その両面があるので、どちらにも突出しないような形でどうバランスを見ていくのかということが非常に大事なポイントだというふうに「基本計画」も、その後の「実施設計」でも大切なポイントだというふうに考えておりますので、委員がおっしゃったような視点も踏まえて、これから設計、工事等に入れればいかなというふうに考えております。

**【高橋委員】**

いろいろな可能性を検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

「基本計画」設計のときに、市民意見の把握ということで、4回ほどでワークショップを開催されて、それぞれいろんな意見を吸い上げておられますが、今回の計画が少し延伸したということで、今後、このようなワークショップというか、そういったものを開く、中間報告等でまたフィードバックするというようなことを踏まえて、何か開催するという予定はあるのでしょうか。

**【宮川生涯学習推進課担当課長】**

平成30年度ですか、「基本構想」をつくるときのワークショップというのは、コンセプトとか、あるいはもうちょっと使い方とか、そういう施設の根本となるような、基礎となるような概念といるところのために意見を伺ったということで、基本こちらをベースに基づいて計画は進んでいくという形になると思います。

実際、今回の資料の1ページ目の「4」にも書いてありますけど、この「市民意見等の聴取」を引き継ぎながら、それをベースに、改めて、例えば利用者アンケートを行ったり、ちょっと多様な世代ということになりますから、川崎の中学校と高等学校の生徒の方と意見交換をしたりとか、あるいは民間活力を利用した民間参画の可能性とか、そういうことも含めて、富士見公園全体の中でこの施設がどういう活用ができるかとか、そういうちょっと幅広な、市民だけではなくて、意見も踏まえながら「基本計画」を策定したいと思っております。

その上で、「基本計画」を策定しましたら、これまでのワークショップの参加者等も含めて、利用者等も含めて、あるいは社会教育委員会議だったり、あるいは教育文化会館の専門部会、労働団体等について、関係局と連携しながらお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

岩切委員。

**【岩切委員】**

すみません、1つだけお聞かせ願いたいんですけど、先ほどICT関係のお話もございましたが、コロナの関係もありまして、昨今オンライン配信のための映像撮りというのがすごく増えているんですね。そういった場所がなかなか確保できないという方が大勢いらっしゃるしまして、社内の中でも私どもの施設を使うことというのが非常に増えてきているんです。

そんなことを考えますと、これは元に戻るといことは多分ないと思いますので、今後の傾向として、いろんなものを配信できるような、そういった場所の整備とか、すぐにはできないにしても、そういったことを踏まえた造りとか、そういったことをぜひ構想の中に入れていっていただけたらなということ強く切望いたします。

【小田嶋教育長】

コメントがあれば。

【宮川生涯学習推進課担当課長】

本当に、そういう動画配信、ICT環境もそうですが、今、サイレント的な時間をつくったりとか、本当に外国人の方とか、いろんなニーズがあるということは我々も認識しています。そういう状況の中で、どんな形でいくのかというのは、全市的ないろんな対応もあると思うので、そういう関係部署とも調整しながら、どこまでやっていけるのかというところは併せて検討はしていきたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

## 報告事項 No.2 「今後の市民館・図書館のあり方」に関する中間取りまとめについて

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間取りまとめについて」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

それでは、「報告事項No.2 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間取りまとめについて」御説明いたします。

今回の報告事項でございますが、今年度末に策定を目指しております「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、本年2月の教育委員会で御審議をいただきました「基本的な考え方」を基に、現在、策定作業を行っているところでございまして、本日は、その中間取りまとめとして御報告をするものでございます。

はじめに、資料をごらんいただきまして、「1 策定の背景」でございますが、国や本市における社会状況の変化として、急速な少子高齢化の進行、人口減少、働き方や家族形態などの生活環境の変化、情報化の進展や価値観の多様化による人・地域のつながりの変化などが生じていることに加え、近年の甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生など、「新しい生活様式」などへの柔軟な対応が求められていること、また、多様な考え方を認め合い、支え合いながら持続可能な地域づくりを進めていくことが求められていることを背景としてお示しをしております。

次に、「2 策定の目的」といたしまして、市民館・図書館についても、こうした社会状況等の変化に的確に対応し、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向け、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されており、両施設が地域の中で、それぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、おおむね10年後の未来を見据え、令和3年3月の策定を目指し、このあり方の検討を進めているものでございます。

次に、「3 市民館・図書館の概況」でございますが、「(1) 市民館」では、各区に1館の市民館と6館の分館を設置し、施設提供事業や社会教育振興事業の実施を通じ、市民の主体的な学習活動を支援していること、また、「(2) 図書館」では、各区に1館の地区館と分館5館、閲覧所1館に加え、自動車文庫の市内巡回などにより、全市的な図書館サービスを展開していることをお示ししております。

2ページ目をお開き願います。「4 生涯学習社会の実現と社会教育の推進」でございますが、「(2) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」といたしまして、国において平成30年に策定された「第3期教育振興基本計画」についてを、また、「(3) 今後の社会教育の振興方策」といたしまして、平成30年12月に、中央教育審議会から答申された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、地域における社会教育には、地域の持続的発展を支える取組に資することが期待されていること等につきまして記載しているところでございます。

右側には、「5」といたしまして、「本市の主な関連施策」を記載しておりますので、後ほど御参照願います。

3ページをお開き願います。「6 今後の市民館・図書館のあり方の位置づけ」でございますが、このあり方につきましては、「川崎市自治基本条例」や「川崎市総合計画」に基づき、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」とも理念を共有しながら、「かわさき教育プラン」に位置つけた施策や他の関連分野の施策とも連携し、その取組を進めてまいりたいと考えております。

右側に参りまして、「7 今後の市民館・図書館のあり方の構成」でございますが、10年後の未来を見据え、市民館・図書館が、今後求められる役割を果たしながら、「行きたくなる市民館・図書館」「まちに飛び出す市民館・図書館」「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」の3つの方向性に基づいた取組を進めてまいります。こうした取組を進めるため、その構成として、それぞれの施設の運営のあり方をお示するとともに、今後の施設整備の方向性も記載しているところでございます。

4ページ目をお開き願います。「8 10年後の未来に向けて」でございますが、「人生100年時代の生涯学習社会の実現」という理念を掲げ、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の推進を図ってまいります。

下段の「9 今後の市民館・図書館に求められる役割」といたしましては、「学びと活動を通じたつながりづくり」とし、市民が、学びと活動を循環させることで、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を生かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしてまいりたいと考えております。

右側に参りまして、「10 今後の目指す方向性」でございますが、「行きたくなる市民館・図書館」「まちに飛び出す市民館・図書館」「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」の3つの

方向性を目指して運営を進めてまいります。

5 ページをお開き願います。「1 1 今後の市民館の運営のあり方」といたしまして、まず、「(1) 市民館の現状と課題」の「ア 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設提供」では、市民館等のホールや会議室など、利用状況は諸室の性質によって差があること、分館の平均利用率は50%を下回っていることや、団体利用を原則としているため個人にとって身近な存在とは言えない状況があることから、課題としては、全ての人にとって利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりが求められることをお示ししております。

次に、「イ 多様な事業展開による生涯学習活動の活性化」では、市民館が実施している様々な事業の参加者数が、ほぼ横ばいの状況であり、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳以上となっていることから、課題としては、生涯学習の裾野を広げるために、学習機会の充実を図ることが求められ、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があることをお示ししております。

次に、「ウ 学びの成果を活かした地域活動の促進」では、受講者アンケートにおいて、「事業を通じて新たなつながりが増えた」との回答が約60%となっており、受講者のグループ化等に取り組んできたものの、グループ同士の横のつながりづくりや、個人の学びの成果を生かす仕組みは、まだ十分とは言えない状況があることから、課題としては、多様な事業によるつながりづくりを進める必要があり、グループの育成及び活動支援、個人の学びの成果の地域還元に向けた効果的な取組が求められることをお示ししております。

右側には、市民館における利用団体数や事業参加者数などの5年間の推移と、これまで実施した市民意見聴取の主な意見を掲載しておりますので、これは後ほど御参照願います。

6 ページをお開き願います。「(2) 市民館運営の基本的な考え方」でございますが、「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして」として、今後の市民館事業・サービスを展開してまいりたいと考えておまして、次の「(3) 市民館の事業・サービスの展開の方向性」において「Ⅰ 市民が集う利用しやすい環境づくり」「Ⅱ 多様な市民ニーズに対応した学びの支援」「Ⅲ 多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり」を3つの方向性として、取組を推進してまいりたいと考えております。

右側には、「市民館の運営のあり方の体系(イメージ図)」をお示ししておりますので、こちらの方は後ほど御参照願います。

7 ページをお開き願います。「(4) 取組の方向性」の「ア 基本方針Ⅰ 市民が集う利用しやすい環境づくり」でございますが、「(ア)施設利用の促進のための取組の推進」といたしまして、市民館が、気軽に集える居場所となるよう、館内スペースの有効活用を検討するとともに、市民館を知ってもらう体験講座の開催や地域団体等と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(イ)あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進」といたしましては、様々な世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマや気軽に受講しやすいテーマの講座等を開催するとともに、働く世代に向けた講座開催などの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(ウ)戦略的な市民館広報の取組の充実」といたしましては、既存の広報に加え、SNSやメールマガジンなどの多様な広報媒体の活用等により、魅力ある地域情報の発信などを進めてまいりたいと考えております。

次に、「イ 基本方針Ⅱ 多様な市民ニーズに対応した学びの支援」の「(ア)身近な場所での

学びの場づくりの推進」といたしましては、市民館で実施する学級・講座に加え、身近な地域の施設と相互に連携した出張型の学級・講座等を開催するとともに、講師派遣や出前講座などの取組も進めてまいりたいと考えてございます。

次に、「(イ)まちの資源を活かした取組の推進」といたしましては、魅力ある地域資源を活用しながら、多様な主体と協働・連携した取組を推進するとともに、地域での体験型学習等を企業・団体等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

右側に参りまして、「(ウ)ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進」といたしましては、「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、ICTを活用したオンラインによる学級・講座等の実施や、デジタル化した教材・資料などの提供を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、「ウ 基本方針Ⅲ 多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり」の「(ア)地域人材の活用に向けた取組の推進」といたしまして、市民が持つ多様な知識等を地域に還元できるような仕組みづくりに向け、市民が学んだ知識を生かし、地域の活動の担い手となれるよう育成・支援しながら、市民が学びの成果を生かす場づくりの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(イ)地域団体の育成や交流に向けた取組の推進」といたしましては、地域団体間で新たなつながりが生まれるような取組などを進めるとともに、地域で活動を始める際や、活動を続ける中での様々な相談・支援の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(ウ)多様な主体との協働・連携に向けた取組の推進」といたしましては、市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成する取組や、市民館で活動する研究会・サークルなどの多様な主体との協働・連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

8ページをお開き願います。「(5) 管理・運営の方向性」の「ア 市民館の管理・運営」についてでございますが、「(ア)今後の市民館の管理・運営の検討」といたしましては、市民館の機能を最大限に発揮しながら、学校も含め、様々な施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりの検討をお示しするとともに、「(イ)効率的・効果的な管理・運営手法の検討」では、それぞれの施設形態などの違いに応じた適切な維持管理の実施と、7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進のため、効率的・効果的な管理・運営手法を検討することをお示ししております。

次に、「イ 市民館における事業・サービス」についてでございますが、「(ア)今後の市民館における事業・サービスの充実」として、社会教育法の目的を達成するための事業・サービスは継続実施し、幅広い世代を対象とした事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めることとし、「(イ)柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討」では、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討や、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討することをお示ししております。

右側に参りまして、「(6) 事業推進に向けた人材育成の方向性」の「ア 市民館職員に求められる役割」及び「イ 市民館職員に必要な資質・能力」では、社会教育振興を担う専門的職員として市民館職員に求められる役割や必要な資質・能力についてまとめております。また、「ウ 市民館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修」では、現在の人材育成に関する取組をお示した上で、今後、市民館職員としての役割に必要な能力を身につけるため、計画的・体系的な研修事業の再構築を進めることをお示ししております。

9ページをお開き願います。「12 今後の図書館の運営のあり方」といたしまして、まず、「(1)

図書館の現状と課題」の「ア 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設利用環境の向上」では、図書館における利用者人数等が減少傾向にあること、また、利用目的の1位は「本を借りる」で、滞在時間は約7割が60分未満である中、閲覧席の不足等の改善を望む意見などが寄せられていることから、課題としては、館内の限られた空間の有効活用や、運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められることをお示ししております。

次に、「イ 読書活動推進のための身近な場所でのサービスの展開」として、地区館及び分館でのサービスのほか、自動車文庫などにより、身近な場所でのサービスの展開を図っておりますが、地域には、民間の地域文庫等の図書・読書に関わる様々な資源が存在し、これらとの連携・活用については、多くの可能性が残っていることから、課題としては、読書活動の推進に向けて、地区館及び分館を拠点としながら、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められていることをお示ししております。

次に、「ウ 『知と情報の拠点』としての役割の強化」として、これまでも蔵書数・タイトル数の増加や、市民の幅広い読書要求に応えるための多様な資料収集のほか、市民の学習活動等を支援するために、情報提供サービスとしてインターネット等の環境を整備しているところではありますが、今後の課題としては、市立図書館全体として、多様な蔵書構築を図るための環境を整備するとともに、将来にわたり継続的に資料を収集・保存・提供していくことが求められていることをお示ししております。

右側には、利用者数や入館者数などの5年間の推移と、これまで実施した市民意見聴取の主な意見を掲載しておりますので、こちらは後ほど御参照いたします。

10ページをお開き願います。「(2) 図書館運営の基本的な考え方」でございますが、「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして」とし、今後の図書館事業・サービスを展開してまいりたいと考えておまして、次の「(3) 図書館の事業・サービスの展開の方向性」において、「Ⅰ 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり」、「Ⅱ 多様な利用ニーズに対応した読書支援」、「Ⅲ 地域や市民に役立つ図書館づくり」を3つの方向性とし、取組を推進してまいりたいと考えております。

右側には、図書館の運営のあり方の体系イメージ図をお示ししておりますので、後ほど御参照願います。

11ページをお開き願います。「(4) 取組の方向性」「ア 基本方針Ⅰ 一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり」でございますが、「(ア) 図書館利用促進のための取組の推進」といたしまして、図書館を知ってもらい取組や、多種多様な図書・資料がある強みを生かした取組、あらゆる世代や多様な利用ニーズに適切に対応するための取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(イ) 本を通じた支援や交流の場づくりの推進」といたしまして、読書会、朗読会など参加型の読書普及イベントの実施や、市民の交流に向けた本棚の設置などの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(ウ) 戦略的な図書館広報の取組の充実」といたしまして、既存の広報に加え、図書館をより知ってもらい利用してもらうためのリーフレットの作成や、内容や対象を踏まえた広報媒体による情報発信を進めてまいりたいと考えております。

次に、「イ 基本方針Ⅱ 多様な利用ニーズに対応した読書支援」の「(ア) 多様な主体との連携や地域資源を活かした読書普及活動の推進」といたしまして、地域文庫や市民活動団体等の多様な主体と協働・連携した取組や、学校・企業等と連携した取組などを進めてまいりたいと考

えております。

次に、「(イ) 他施設等との相互連携による図書館機能向上のための取組の推進」といたしまして、他施設等や地域イベント等に合わせた出張図書館など、利用促進のための取組を進めるとともに、返却ボックスや自動車文庫の活用に加え、他施設等での貸出・返却ポイントの設置の可能性に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

右側に参りまして、「(ウ) ICT活用による事業・取組の充実」といたしまして、電子書籍や音楽配信サービス、図書館アプリ等、ICTを活用した新たなサービスの導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「ウ 基本方針Ⅲ 地域や市民に役立つ図書館づくり」の「(ア) 図書館ボランティアの育成・支援の取組の推進」といたしまして、図書館運営の様々な面において、市民が活躍できるボランティアの育成などの取組を進めるとともに、地域の多様な主体との協働・連携に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(イ) 他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進」といたしまして、多様なニーズへの適切な対応のため、市民活動団体や企業などの多様な主体と協働・連携し、図書資料の活用を通じて、地域課題の解決に向けた相談・支援、交流の場となるような取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「(ウ) 多様な“知りたい”のニーズに応える図書館サービスの充実」といたしまして、効率的・効果的な図書資料の収集、保存を行うために、図書館ネットワーク機能の強化手法の検討や、誰もが情報にアクセスしやすい図書サービスの取組を進めてまいりたいと考えております。

12ページをお開き願います。「(5) 管理・運営の方向性」の「ア 図書館の管理・運営」についてでございますが、「(ア) 今後の図書館の管理・運営の検討」では、全市的な図書館サービス向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、学校も含めた身近な地域の様々な施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していくこととお示しするとともに、「(イ) 効率的・効果的な管理・運営手法の検討」では、それぞれの施設形態の違いなどに応じた適切な維持管理の実施や、求められる多様なニーズへの柔軟な対応など効率的・効果的な管理・運営手法を検討することをお示ししております。

次に、「イ 図書館における事業・サービス」についてでございますが、「(ア) 今後の図書館における事業・サービスの充実」として、図書館法の目的を達成するための事業・サービスは継続実施し、図書館の利用をより一層促進する事業・サービス、地域への愛着を生み出す事業・サービス、地域の課題解決につながる事業・サービスなどの充実を進めることとし、「(イ) 柔軟な利用ルールや効率的・効果的な事業・サービス提供手法の検討」では、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討や、スペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用など、効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討することをお示ししております。

右側に参りまして、「(6) 事業推進に向けた人材育成の方向性」の「ア 図書館職員に求められる役割」及び「イ 図書館職員に必要な資質・能力」では、図書館の目的を遂行するための専門的職員として、求められる役割や必要な資質・能力についてまとめました。また、「ウ 図書館職員の資質・能力の向上のための計画的・体系的な研修」では、現在の人材育成に関する取組をお示した上で、今後、図書館職員としての役割に必要な能力を身につけるため、計画的・体系的な研修事業の再構築を進めることとお示ししております。

13ページをお開き願います。「13 今後の市民館・図書館の施設整備の方向性」についてでございますが、「(1) 施設の現状と課題」として、市民の生涯学習活動を支えるとともに多様なニーズに対応するため、市民館・図書館の一層の利用環境の向上を図る必要があること、次の「(2) 環境整備の主な取組」では、既に取組を進めております「教育文化会館」、「新しい宮前市民館・図書館」の整備について記載をしております。

右側には「(3) 施設整備の基本方針」といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」における事業・サービスの展開の方向性や、「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の関連施策の動向等を踏まえ、現在の施設を基本に、施設整備を進めていくことをお示ししております。

最後に、今後の策定スケジュールについてでございますが、この「中間取りまとめ」は、来年1月を目途に策定を進める「今後の市民館・図書館のあり方」(案)に向けた検討状況を御報告するものでございまして、パブリックコメント手続を実施した上で、令和3年3月頃までに、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、2月に御審議いただきました「基本的な考え方」を配付しておりますので、後ほど御参照願います。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

中間取りまとめではありますが、大変多くの情報が入っていますので、結構膨大な量になっていますが、全体を通して御質問等があれば、お願いしたいと思います。

石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

大変な説明、ありがとうございました。本当に様々な分野で、いろいろなことを考えて先に進められているのがよく分かりました。

それで、ちょっと1点教えていただきたいというか、要望なんですけど、7ページ目に「気軽に集える居場所」「館内スペースの有効活用」等ということで、これは8ページ目の「イ」にもあるんですが、「コミュニティカフェ事業等の取組を進めます」というふうに記載されておまして、昔の感覚で言うと、市民館とか図書館は飲食禁止だとか、そういったスペースというか、部屋が非常に多かったように思うんですね。

ここに「コミュニティカフェ」というような名前をつけている以上は、コーヒーが飲めるとか、お茶が飲めるとか、そういうスペースも、「飲食・会話が可能なスペースの設定」ということで考えておられますけれども、ぜひこういったスペースをたくさん設けていただいて、汚れだとか、掃除だとか、いろいろあるんでしょうけれども、日本の国以外では、集まったときにコーヒーを飲むとか、ちょっとしたお菓子を食るとか、それを持ち寄って、本当に和やかな雰囲気という、そういう中でいろいろな交流があるとか、会議もありますので、ぜひ本当にオープンで気楽に行けるという、そういうふうな場所をぜひたくさん設けていただけるとお願いをしたいと思います。

それとあと、2点目は、市民館というのは、ここで地域包括ケアの関連なんかも出ていましたけれども、例えば認知症予防のためのいろいろな軽運動とか、そういう活動をやっている方がたくさんおられて、そういう方に聞くと、やっぱりちょっと、場所的に提供していただける、川崎市に限ったことではなくて、そういう話をよく聞いて、僕も場所の確保のために相談を受けたりすることもあるんですが、基本的に市民館というのは、そういった福祉関係であるとかの活動でも提供はされているんですかね。

**【箱島生涯学習推進課長】**

はい。

**【石井委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

高橋委員。

**【高橋委員】**

今、石井委員が言われた飲食についてなんですけど、これは単純な話なんですけど、すごい大事だと思っていて、私も地域で「おしゃべりカフェ」といって、一応建前は、たくさんの方の、世代関係なく、ということではあるんですけど、コロナの前に、毎月とか2か月に1回、とにかく「みんなで楽しくお茶を飲みながら集まりましょう」というふうにまず出して、「ついでに防災の勉強をしましょう」とか、そういう楽しいことをまず前に出して、人を集めて、つながりをつくるというような活動をやっていたんですけど、コロナでお茶を一緒に飲むのは駄目になってしまったので、ちょっと活動ができなくて止まっちゃっているんですけど、それを例えばいろんなところでやりたいな、と思ったときに、飲食できるところがすごく少ないんですよ。「こども文化センター」も基本的に飲食禁止なので、なかなか近所で、各中学校区にあっても、そういう気軽なものでは使えない。なかなかお題目をつくって、頑張って集めようとしても、今、人はあまり集まらなくて、とにかくまず「集まってみましょう」とか、「気軽にやってみましょう」というところとか、「楽しいことをしましょう」という先に、「一緒に社会の課題を考えましょう」とかというのが、やっぱり実際にやるときって、そっちからじゃないと人が集まらないので、というところにも行き着くところがあって、なので、単純な話なんですけど、なるべく飲食しながら、活動した後にはちょっとだけお茶を飲まれるというようなくらいでもいいので、そのできるだけ、できないというところを、なるべくできるところを増やしていただきたいというのが一つあります。

もう一つ、地域活動に携わっているところで、私も中原区の地域包括ケアセンターの方たちとお話をする機会があって、ちょうど先週お話をしまして、集まりをつくりたいんだけど、やっぱりこういう時期なので予約制にしたい。でも、御高齢の方は、予約制のシステムをうまくつくれない。例えば私たちぐらいの世代ですと、オンラインで申込みをつくってみましょうか、ということもできるんですけど、例えば「おしゃべりカフェ」はメールを使ったりしているんで

すけれど、御高齢の方だと、そういう予約システムをまず運営側もつけれないし、利用している方も申込みができないということで、そういうイベントを開きたくも今できないんだ、というような御相談をいただいて、一緒に何か地域でできませんか、というお話をちょうどいただいたところで、そのお話があって考えたのが、ICTの話もたくさん出てきますけれど、人生100年時代となったときに、今、さっき使っている方が60代以上の方が多くは言っていたんですけど、その60代の方は、もうすぐ市民館まで今度は来られなくなる時代が来るわけじゃないですか。そのときに、じゃあ、市民館のほうでやっていたことを行かなくてもできるようにするという仕組みをつくっていかなくちゃいけないで、そこってやっぱりお手伝いも必要なところなのかなと思っていて、そういう、図書館もそうですけど、開かれた、「まちに飛び出す市民館」の機能というところで、その辺りコーディネート機能というか、支援機能ってすごく大事になってくるんだなと思って、実地としてのというか、今までつくってきた市民館でやるというところをどうやって別のプラットフォームでやっていくか、ICT上なのか、それとも何回も出てきますけど、地域にある身近ないろんな施設とか、「こども文化センター」だけじゃなくて、例えば私のいる地区は、特別養護老人ホームがあって、そちらでも広いお部屋があるので、非常に地域の皆さんに貸し出してくださっていて、そういうところとか含めて、いろんな場所とかというのを、どこがつなげて、誰が案内してくれるのか、といったときに、やっぱり社会教育を担ってきた市民館の職員の皆さんがすごく大事な存在になってくるのかなと思っていて、そういう機能が、役割が広がってしまうところはあると思うんですけど、今までやってきたことをさらに次の新しい形というか、新しいステージで進めていくというところをぜひ一緒になって、市民館の方がやるんじゃないで、地域とみんなで一緒になってやっていただければ、飛び出していく市民館・図書館ということができるようでしょうし、逆に飛び出した先で、今度、今まで使っていなかった若い世代の人が、飛び出した先で市民館とか図書館と触れて、じゃあ実際に市民館・図書館に行こうというようなことがつながっていくのかなと。私は、小学校で図書のボランティアをしておりますので、やっぱり子どもの本離れと、でも実は子どもは本が好きだよ、というところが、なかなかスマホとかユーチューブとかに負けちゃうところがあるんですけど、本当にいろんな不確定情報をちゃんと見極める力とかあって、図書館に行ったり、図書館でもしっかりした情報たちに触れるということがすごく大事になってくると思うので、図書館も飛び出していただいて、その先から図書館に来てもらうとか、本に触れてもらうというところも本当に本当に大事になってくると思うので、一緒に考えていかせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

岡田委員。

**【岡田教育長職務代理者】**

市民館・図書館での御説明ありがとうございました。話を聞きながら、どれぐらいわくわく感が出てくるかなというふうに思っていて、やっぱり川崎の本当に中核になっていくものですので、お話を聞きながら、市民がわくわくするような、ふんだんに入っていますので、それをさらに推し進めていただきたいなというふうに思いました。

ちょっと厳しい話なんですけど、私が委員になる前に、同僚が東京都内から川崎に来て、引っ越したんですね。最初に言ったのは何かというと、「岡田さん、図書館の本が少ないんだよ」と、そういう話をされたんですね。多分川崎市民になられる方は、これだけ人口の移動が激しいので、川崎市内でそのまま生まれて育ってきた方以外に、地方からいらっしゃった方々は、そちらでの図書館の在り方とか市民館の在り方が基本になっているので、そこにも応えていく、そういう内容がここに入っていますので、そういった意味でもわくわく感がさらに出るように、というふうにお願いしたいなというふうに思いました。

それからもう一つ、「GIGAスクール構想」や「ディープ・アクティブラーニング」を考えたときに、どうしても子どもたちが短文化というか、短い文章で理解していったりする、あるいは発表のために短い文章をつくっていくというふうになると、長文を読むのは学校ではできなくなってしまって、時間的にですね。図書館の役割がさらに増すというふうに思うんですね。そのときに、これは東京のある商業施設がやったことですが、トイレを充実させると、実は集客力が上がる、という報告をされていて、市民館・図書館のトイレはごく普通に使えばいいという考え方もあるかもしれませんが、実はそこがもしかしたら新しい視点になるかもしれないなど、その話を聞いたときに思いました、その多様性とか、いろいろなところを含めながら、ぜひそういったところを意図していただいてというふうに思いました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

#### 【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。膨大な資料をすごく効率的にポイントを絞ってありがとうございました。

全体をお聞きして、国の動向も含め、これからの社会教育に何が大事か、ということ非常にいい形で盛り込んでいただいていると思います。ですから、これをぜひ総合的に進めていただけるとありがたいなと思います。

そこで、市民館について3つほど、図書館について1つ、感想を含めた簡単な意見をお話したいと思います。

市民館について、まず1点目は、地域づくりとの関係なんですけれども、振り返ってみれば、日本の公民館が、最初、戦後のほうに出てきたとき、行政機構自体はかなり未分化の状態、地域に施設があまりなかったの、本当に公民館が総合的な地域づくりの拠点だったわけですね。ですから、優良公民館などを見ても、農村の青年が新しい農村開発のための取組をしているとか、今であれば、農林水産省の所管であるのが優良公民館の一つのモデルだとかということで、非常に未分化の状態の中で、地域づくりの総合的な学習拠点だったのが公民館ということだと思うんですね。それが時代とともに、かなり行政機構も精緻化してきたものですから、ある意味で言うと、縦割りといいますか、いい意味で言えば、それぞれ専門化してきたようだと思うんですが、その中で今、新しく未分化ではなくて、協働という形で、教育委員会だけではなくて、各部局と

の関係を持ちながら、新しい形での総合的な地域づくりの拠点になるというのが市民館の課題だと思っているんです。

そのためには、先ほど言われた福祉の問題も含め、また、今、地域教育ネットワークのお話にもございましたが、コミュニティスクールと連携しながら、そんなことも含めて、今の時代における川崎らしい総合的な地域づくりの学習拠点としての市民館の在り方をぜひ追及して、全国のモデルになっていただけるといいなと思いました。それが1点です。

2点目は若者なんですけれども、先ほどから飲食の問題が出ていますが、私も全く同感で、私も大学で、学生を多摩市民館とか見学に連れて行って、必ず学生から出てくるのは、若者向きじゃないとか、若者が行こうと思っても、夜間に魅力的な講座がないとか、ざっと見てみた中で中高年の方が中心だとか、いろいろ言うんですよね。SNSが必要だとか、いろいろ学生は言うんですけど、やはりWi-Fi機能とか、カフェの機能とか、そういうので若者が本当に行ってみたいと思えるような、そういう何か魅力をつけていかないと、これからの地域づくりの拠点としての市民館として考えると、なかなか十分ではないなという感じがするんですね。学生と、あと子育て中のお母さんお父さんに、いかに魅力を伝えられるかというのが一つの重要なポイントだと思います。若者にぜひ焦点を当てて考えていただけるとありがたいと思います。それが2点目です。

3点目は職員のことでですけど、資質向上云々のお話になって、本当に全くそのとおりだと思うんです。この間もちょっとちらっと言いましたけれども、「社会教育士」という称号がこれから広がってくるので、今までだと「社会教育主事有資格者」という言い方しかできなかったのが、これからは名刺にも書ける「社会教育士」というのが出てくるので、ぜひ職員の登用のときに、その資格なども活用しながら、人事異動の中で一般行政にも「社会教育士」がいる、市民館にもいる、「社会教育士」のネットワークで地域づくりを学習的側面から推進できるという、その拠点が市民館という形でやっていただけるとありがたいなと思います。

以上3点、市民館です。

図書館については、私もよく分からないんですけど、「地域づくり」という言葉が3本目の柱に出ていますけれども、読んでみると、何が地域づくりなのかよくイメージが沸かなくて、図書館における地域づくりの機能というのを、もう少し具体的にこれから検討していただけるといいなと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

どうもありがとうございました。

岩切委員、どうぞ。

#### 【岩切委員】

膨大な資料の取りまとめと御説明ありがとうございました。

図書館については1つ質問なんですけれども、今後、多分デジタル図書というのが非常に増えていくんですけども、こういったものの貸出とか、そういったことをどういうふうに行っているのかな、というのが1つ質問です。

それから、市民館に関してなんですけれども、高齢化ということもあって、御利用される方の

年代が非常に高いということをお先ほど御説明いただいたんですけども、ちょっと市民館とは違うんですが、福岡市の科学館がメインストリートのところビルがありまして、下の2フロアが商業施設になっていて、3階から上が、たしか科学館になっているんですね。

そこで拝見させていただいたときにすごくびっくりしたのは、ちょっとした食べるスペースのところはいつもいっぱいなんです。本当に小さい場所なんですけれど、誰かが必ずひっきりなしにいて、ちょっとしたものを、例えばおにぎりを頬張ったり、サンドイッチを召し上がったりしているという感じなんです。そこにふらっと立ち寄って、ついでに何かしていくということが非常に多いようなことをおっしゃられていて、実は若い層の方たちが、本当にふらっと立ち寄って自習室として使われるケースが非常に多くて、というようなことをおっしゃっていました。もしかしたら、その自習室を使うだけかもしれないんですけど、自習室を使いながら、多分いろんなほかのワークショップの部屋をごらんになったり、いろんなところで、例えばミュージアムショップをごらんになったり、ちょっと中を見られるところがあったり、なんていうふうにしていくと、いろんな関心が広がっていくんだろうなということをお先ほどに思いました。

多分市民館のいろんな会議室等は、予約制というのが普通だとは思いますが、予約ではない、ふらっと立ち寄れるというところ、先ほど飲食の話もあったんですけど、何かそこら辺も、少し若い人たちを取り込んで、どんどん縦の線を強くしていくことにつなげられるんじゃないかな、なんていうことをお話を伺っていて思いました。

それから、市民館に関してのもう1つのお願いというか、ちょっと最近思っていることなんです。コロナになってから、やっぱり大勢で集まってる、例えば実習会とか勉強会というのがすごくやりにくくなりました。実は私も大阪と東京でやっている勉強会みたいなものがございまして、中国から先生を呼んでやっていたんですけど、中国なので先生が呼びできないということで、何とかオンラインでやろうという話になりました。ただ、先ほど来、年配の方たちがネットに、という話があったんですけど、小グループを使って、小グループでいろんなところでつながっていくというようなことをこの間やったんですね。そうすると、やはり顔は見えないんですけども、みんなが同じものを共有するということとか、それからやっぱり勉強を一緒にやっているという感覚とか、何かそういったものがつながっていくというのがあったので、小さなグループでも、そうやってオンラインでみんなとつながれるような工夫みたいなことが、今後はすごく役立っていくのかなということをお先ほど感じました。

先ほどWi-Fiという話も、労働会館とか教育会館のところでお話が出ていたんですけど、市民館とかでも、やはりWi-Fiであったりとか、あるいはそういったオンラインで、いろんなことができるような簡単な施設の貸出であるとか、そういったものは今後すごくキーになっていくかなということをお先ほど感じました。

質問が1点と、ちょっと感想みたいなことの2点でございました。

#### 【小田嶋教育長】

では、質問に対する回答をお願いいたします。

#### 【箱島生涯学習推進課長】

電子書籍の部分でございまして。他の政令市の中でもいろんなやり方があるようで、例えば本を借りたとき、一定期間アクセスコードをお渡しして、そのコードにアクセスしてもらうと、

そういったような手法を使ってやっているところなんかもございます。

こうした他都市の事例なんかもよく研究しながら、実は、令和5年度に向けて今、図書館システムの更新作業を我々は考えてございます。この図書館システムを検討する中で、電子書籍や音楽配信サービス、音楽配信サービスも同じような形でやっている他都市の施設とかもありますので、そういうことをよく検討しながら考えていければというふうに考えてございます。

#### 【小田嶋教育長】

今、皆さんから飲食に関する御意見がいろいろ出て、このヒアリングですとか、市民館フォーラムなんかでも、また、新しい宮前図書館のワークショップ等でも、飲食に関わることが、かなりいろんな方々がいろんな考え方で出していただいているところで、考え方はいろいろあると思うんですが、委員の皆様のお声を聞くと、教育委員会としての1つの方向性みたいなものも少し示されていくのかなというふうに感じました。

ほかにありますか。

高橋委員。

#### 【高橋委員】

田中委員と岩切委員のお話で、若者を取り込むとかのお話、あと自習のお話がありましたけれど、今、コーヒーショップとかに行くと、パソコンを広げて勉強をしている人がたくさんいると思うんですよ。割と平日の昼、土曜日にあるコーヒー屋さんに行ったら、電源コードがあるところは、皆さんパソコンを広げて、資格の勉強とか、何かしらをやっていらっしゃる。あとは、学生さんとかもやっていたりという、だからそういうニーズってすごくあるんだろうなと思っていて、なので、そこから例えば、私は中原市民館をよく使うんですけども、例えば市民の活動スペースのところ、たくさんビラの棚があるじゃないですか。ちょっと別のPTAの用事とかで行っても、何となくその棚が目に入って、その中ですごく面白そうなものがあると、やっぱり取って、そこからというようなことってすごく大事なのかなと思うので、それこそ出張市民館カフェじゃないですけど、市民館かどうか分からないですけど、そういうふうにただでWi-Fiが使えて、お勉強ができるスペースに、市民館でやるようなビラがぱっと置いてあるというだけで、すごく宣伝効果になるんじゃないかなというふうに思ったりはしました。

まず、今来ていない層でも、そういう市民館が果たせる機能、その方たちのニーズとして、市民館が果たせる機能ってあると思うので、それを市民館に来ていただくとか、社会教育活動に参加していただくとか、あと、私なんかは、今やっぱり自分がすごく勉強したいんですけど、家にいると子どもがいて、なかなか子どもの勉強を見たりとか、自分が勉強していると、子どもに話しかけられてとか、そういうリカレント教育のところも、これからは私たちの世代も人生100年、私はまだ折り返し地点ちょっと前ぐらいなので、あと50年生きていくために、これから何の勉強をしなきゃいけないんだって、そういうふうに思っている方もたくさんいるので、ニーズはたくさんあると思うので、その辺りをフックにできるようなアイデアが働いていくといいなと思うので、よろしくお願ひします。お願ひばかりでしたけれども。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ここはいろいろ御意見をいただいていますので・・・

**【田中委員】**

ごめんなさい。ちょっと1点だけ事例紹介をしてもいいですか。

すみません、今のお話でちょっと思いつきまして、私が住んでいるのは武蔵野市なんですけれども、「武蔵野プレイス」って御存じでしょうか。もう十分把握されていると思いますけれども、あそこは図書館と青少年センター施設と、それから市民活動センターと、それから、もう一つが生涯学習機能と武蔵野市は言っているんですけど、学習講座を組むような複合施設になっているわけですけど、1階に民間企業がカフェで入っているんですね。借りていなくても、図書館にある本は館内どこでも見られるということなので、カフェで本を読めるんですね、図書館の本を。それから、市民活動フロアにその本を持って行って、市民グループがそこで勉強をしながらまちづくりを考えられると。さらには、発達障害のお子さんのいるお母さんがこの間言っていたんですけど、館内どこでも本を読めるので、通常図書館というと静かな雰囲気だから、うちの子を連れていくとすごく立場が悪くなる。だけど、「武蔵野プレイス」だと多少うるさくしていても全然問題がないので使いやすい、というのをちょっと言っていたので、ですから、図書館機能と市民館機能が複合したような形で、カフェも入っていると、物すごく可能性が広がるな、という気もしました。「武蔵野プレイス」は若者にも人気のある施設なので、少しその辺も何か参考にしながらやっていただけるとありがたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

本当にいろいろな意見をいただいていますので、今回は中間取りまとめということで、最終的な策定に向けて、また生かしていただければと思います。

それでは、「報告事項No.2 今後の市民館・図書館のあり方に関する中間取りまとめについて」、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

**報告事項 No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次の、報告事項No.3及び報告事項No.4は、令和2年第6回市議会定例会に報告するものでございます。

それでは、「報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告につい

て」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【瀬川庶務課担当課長】**

それでは、「報告事項 No. 3 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第 5 項による専決処分」について御報告するものでございます。

「報告事項 No. 3」の 2 ページをごらんください。「制定理由」でございますが、住居表示の実施に伴い、実施区域内の市立学校の位置の表示を変更するため、この条例を制定するものでございます。

1 枚おめくりいただき、3 ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

「川崎市立学校の設置に関する条例」の別表第 1 の西野川小学校につきまして、「宮前区野川 3, 1 4 2 番地 2」を「宮前区野川台 3 丁目 1 0 番 1 号」に、同表の南野川小学校につきまして、「宮前区野川 2, 6 0 4 番地」を「宮前区南野川 2 丁目 1 2 番 1 号」に学校の位置の表示を改めるものでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。附則でございますが、住居表示の実施日に合わせてこの条例の施行期日を令和 2 年 1 月 9 日と定めております。また、「報告事項 No. 3 資料」に住居表示に関する資料を添付しておりますので、後ほどごらんください。

なお、こちらにつきましては、令和 2 年第 6 回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問はございますか。

**【田中委員】**

すみません、ちょっと分からないんですけども、今は住居表示を変えたので、それに伴って学校の住所も表記を変えるという理解でよろしいですか。

**【瀬川庶務課担当課長】**

そうです。学校の位置につきましては、公の施設ですので条例で制定をしております、その条例の中に学校と位置の表示が書いてございますので、その改正を専決処分で行ったということでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

それでは、報告事項 No. 3 について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 3 は承認といたします。

報告事項 No. 4 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項 No. 4 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項 No. 4 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について」を御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第 4 項による専決処分」として、「東住吉小学校校舎増築その他工事の変更契約について」御報告するものでございます。

はじめに、令和元年 12 月に契約した変更前の内容について御説明いたします。お手元の参考資料をごらんください。

表紙をおめくりいただき、1 ページ目は案内図でございます。赤色で塗られた部分が工事場所の東住吉小学校でございます。西側に東急電鉄東横線・目黒線、東側に主要地方道東京丸子横浜線が通っております。

2 ページ目をごらんください。配置図でございます。本工事は、左側のグレーで塗られた場所に、児童の増加に伴う校舎等の狭隘化の解消のため、既存のプールを解体し、普通教室 8 室などのほかに、わくわくプラザやプールが一体となった地上 3 階建、鉄筋コンクリート造、延床面積 1, 824 m<sup>2</sup>の校舎を増築するものでございます。工期は令和 3 年 2 月 26 日までで、現在、建物の躯体が立ち上がり、内装工事に入ったところでございます。

3 ページ目をごらんください。既存校舎の配置図でございます。今回の工事には、増築工事のほかに、水色で塗られた 1 階、職員室の拡張が含まれております。こちらは、黄色で塗られた別途発注の給食室の改修と一体的に行うことで、耐震性の確保を予定しておりました。しかしながら、長期間の給食停止による保護者への負担増などを考慮し、整備手法を見直すために、給食室改修工事を延期した結果として、本工事での職員室改修を取りやめたところでございます。

報告事項にお戻りください。「報告事項 No. 4」でございますが、「工事名」は「東住吉小学校校舎増築その他工事」、「契約の相手方」は、株式会社興建でございます。

「変更事項」といたしましては、契約金額の変更でございます。変更前契約金額は 7 億 4, 800 万円で、変更後契約金額は 7 億 1, 495 万 500 円でございます。

また、「専決処分年月日」は令和 2 年 10 月 13 日でございます。

「変更理由」は、地中障害の撤去・処分の増工及び外壁面建具の一部変更、並びに既存校舎の職員室等改修工事減工によるものです。

工事の変更契約については以上でございます。

なお、こちらにつきましても、令和2年第6回市議会定例会に報告をいたします。  
説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。  
岩切委員。

【岩切委員】

質問なんですけれども、職員室のこの工事というのは全くなくなるということなんですか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

今回は職員室の工事は全てなくなります。

【岩切委員】

もともと拡張が必要だったと思うんですけれども、それがなくなっても機能するのか、ちょっとそこが心配だったものですから質問させていただいたんですが。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

当面は職員室がすぐに手狭で使えなくなるというようなことはないというのは確認しております。給食室のほうもいずれは拡張が必要だと思っておりますので、整備手法の在り方については来年度以降、検討してまいりたいと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。  
ほかにはございますか。  
それでは、報告事項 No. 4 について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 4 は承認といたします。

## 報告事項 No. 5 学校施設の空調設備について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項 No. 5 学校施設の空調設備について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

## 【古俣教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項 No.5 学校施設の空調設備について」を御説明いたします。

はじめに、資料左上の「1 背景・現状」についてでございますが、近年の夏の状況等を踏まえまして、普通教室の空調設備は全国的に設置が進んでいる状況ではございますが、特別教室、体育館等の空調設備につきましては、全国的に見ても、まだ設置が進んでいない状況がございます。本市におきましては、普通教室の空調設備は全て設置済みでございますが、特別教室につきましても、学校施設長期保全計画に基づく再生整備の改修に併せて、順次導入を進めているところでございます。一方、体育館につきましては、現在、設置計画はございませんが、個別の事情により、中学校、特別支援学校の一部に設置をしているところでございます。なお、普通教室の空調設備につきましては、平成20年度、21年度に一斉整備をしておりますが、今後、機器の劣化の進行が想定されるため、既設空調設備の更新が大きな課題となっております。

次に、「2 整備費用試算」についてでございますが、お示ししております表は、既設空調設備の更新と、空調設備が未設置の特別教室、体育館への新設を仮定して試算した整備費用をまとめたものでございます。その結果、インシャルコストで、普通教室の更新が約116億円、体育館への新設が約77億円、特別教室への新設が約39億円、その他の部屋の更新も含めると、合計で約327億円が必要と試算されたところでございます。なお、体育館への空調設備の設置に当たりましては、空調効率向上のために断熱改修が効果的と考えておりますが、その場合、さらに多額の費用を要することが想定されるところでございます。

次に、「3 単年度費用試算」についてでございますが、お示ししております表は、普通教室の空調設備を段階的に整備したと仮定した場合のスケジュール及び工事費をまとめたものでございまして、単年度当たり23.3億円を要することが想定されておりますが、それに加え、体育館や特別教室も一斉整備に着手する場合、さらに多額の費用を要することが想定されるところでございます。

次に、資料右側「4 空調設備の整備に関する取組の方向性」についてでございますが、さきに述べたとおり、費用試算結果から、多額の費用が必要となることが明らかとなりましたが、市の財政状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収支減など、厳しい状況が見込まれております。しかしながら、熱中症予防や教育環境の確保のため、普通教室の空調設備は欠かせないものであることから、更新は必須であり、最優先の課題として計画的な整備を検討する必要があると考えております。

そのような状況を踏まえまして、資料中段に「取組の方向性」をお示ししてございますが、普通教室につきましては、全ての空調設備を対象といたしまして、複数年にわたる段階的な更新に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

特別教室につきましては、既に導入をいたしましたスポットクーラーを活用しながら、これまでの取組を継続し、学校施設長期保全計画に基づく改修に併せて、空調設備を設置してまいりたいと存じます。

体育館につきましては、近年の夏の状況等を踏まえまして、教育環境の改善が必要であると考えておりますので、全ての体育館において、早急かつ着実な環境改善を図るため、令和3年度に冷風扇を配置してまいりたいと存じます。

次に、「5 今後の取組」についてでございますが、普通教室の空調設備につきましては、財政状況等も考慮の上、更新に向けた検討を進めるとともに、令和4年度以降、検討結果に基づく

取組を進めてまいりたいと存じます。また、体育館の冷風扇につきましては、令和3年度の配置に向けて、令和2年度中に契約手続を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

先ほどの報告事項の中で、社会状況の変化に応じて、いろいろな計画の見直しも必要になってくるという中で、社会状況の変化、また自然の、あるいは災害の状況の変化等で、学校施設の空調設備についてもいろいろ御意見をいただく中で検討を重ねた、今、その報告ということでお話を聞いていただきました。

御質問等があれば、お願いいたします。

高橋委員。

**【高橋委員】**

国のほうとかで、何か空調設備について、補助の話とか支援の話みたいなものって出ているのでしょうか。

**【古俣教育環境整備推進室担当課長】**

今回の体育館の関係で冷風扇を入れるということにさせていただきましたのですが、そこにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係の補助金の一部で対応する予定でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

石井委員。

**【石井委員】**

すみません、スポットクーラーってどんなものですか。

**【古俣教育環境整備推進室担当課長】**

スポットクーラーにつきましては、6月の市議会の補正でお認めをいただきまして、特別教室に導入したんですけれども、写真がないと分かりづらいところがありますけれども、吹き出し口が丸く大きくなっておりまして、そこから風が強く吹き出す。それはスポットでクーラーの冷気が出るようなタイプでございまして、冷風扇とは違う形のタイプでございます。後ろからは、クーラーですので熱い空気が出るというような形なので、使い方に注意が必要なようなものでございます。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員。

**【高橋委員】**

子どもの学校で冷風扇はPTAをやっていたときに購入したりしたので、存じ上げているんで

すけれど、気化熱で涼しくなった空気を大きめの送風機で涼しい風を飛ばすというような機械かなという理解でいるんですけど、これは実際に体育館で利用してもらった様子を聞いたときは、やっぱり体育館が大きいので、これで冷やすというよりは、子どもたちが運動して、暑くなったら冷風扇の前に行って、あまり大きい機械でも、そこまで広い空間を、たしか冷やすことはできないので、1台とか2台ぐらいしか買えなかったのもあるんですけど、この前に行って、子どもたちが休みたいな、そういうような、台数が少ないときは使い方をされていたというのは聞いています。なので、冷たい空気が出る大きい扇風機というような私は理解でいます。

私はこの冷風扇でちょっと心配しているのは、学校のブレーカーって落ちたりしないんですか。エアコンも使っているし、冷風扇も結構電気を使うんですけど。あまり使わないんですけど。6台体育館で一気に使ったりすると、大丈夫なのかなとか、ちょっとよく分かっていないので、ちょっと心配になりました。

この空調設備についても、去年とか一昨年はすごい猛暑で、クーラーはどうにかならないんですかね、みたいなお話を長期の修繕計画とかが出たときにも何回かして、なかなか厳しいんです予算が、というお話をされていたのが、このようにやっぱり空調設備を何とかしないといけないね、ということで、流れが変わって検討いただいているところで、本当に大変保護者としてもありがたいなと思いますので、子どもが行っている小学校もクーラーの調子が悪いというのも実は聞いていたので、子どもたちが熱中症予防等、快適に過ごせるように、ぜひ御尽力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

冷風扇の機能については今お話しいただいたとおりで、それで体育館を冷やすということは無理なので、子どもたちが自主的に冷たい風に当たってクールダウンするということだと思えます。その電気のことでの御質問に対する回答をお願いいたします。

#### 【古俣教育環境整備推進室担当課長】

今回、想定しております空調設備につきましては、いわゆる100ボルトの電化製品ということでございますので、学校により状況に若干違いはあるかと思いますが、いわゆる電気容量の問題については大丈夫ではないかと考えております。

#### 【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

冷風扇について質問が一つあります。昨今の気象状況ということもあって、夏場であるとか、あるいは冬場であるとか、環境の悪いときに多分いろんな避難をしなければいけない状況って来るんじゃないかなということを経験して想像するんですけども、冷風扇そのものは、温度が下がるというのはここに記載があるんですけど、換気機能というか、サーキュレーターというか、そういったものの能力というのはあるんでしょうか。ここに「コロナウイルス感染症対策の補助金を

活用し」とあるので、そういったことも加味されているんだと思うんですけども、その辺をちょっと教えていただけたらと思います。

**【古俣教育環境整備推進室担当課長】**

他都市等でも使っている学校があるということをごさいますて、そういうのも視察をさせていただいたりはしたんですけども、冷風扇については、そもそも窓を開けながら使うようなことが多いということをごさいますて、風もかなり強いということで、体育館の中での換気が図られるような、そんな使い方をしているようにも聞いているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 No. 5 について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項 No. 5 は承認いたします

## 6 議事事項

議案第 3 4 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第 3 5 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

議案第 3 6 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項に入ります。

なお、議案第 3 4 号から議案第 3 7 号は、令和 2 年第 6 回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

これらのうち、「議案第 3 4 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第 3 5 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「議案第 3 6 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」の議案 3 件につきましては、いずれも学校給食センターの整備等事業の契約の変更についての議案となりますので、議案 3 件を一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案3件を一括して審査いたします。議案第34号、議案第35号及び議案第36号の議案3件の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いします。

【末木健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明いたします。

本件は、令和2年第6回市議会定例会に議案として提案するものでございます。「議案第34号」は「南部学校給食センター」、「議案第35号」は「中部学校給食センター」、「議案第36号」は「北部学校給食センター」でございますが、契約金額以外の部分は全て同一となりますので、お手元の「議案第34～36号資料」のA3版の資料「(仮称)川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」により一括して御説明させていただきたいと思っております。

はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。本事業はPFI事業手法を用いて、施設の設計・施工から、完成後の維持管理、運營業務等も含め実施しておりますが、業務ごとのサービス購入料の構成は設計・建設業務のうち、一括払の「サービス購入料A」、割賦払いの「サービス購入料B」、開業準備業務の「サービス購入料C」、維持管理・運營業務のうち、固定料金の「サービス購入料D」、変動料金の「サービス購入料E」で構成されております。

次に、「2 変更理由」についてでございますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、ゴシック体になっている部分について御説明しますので、ごらんください。

サービス購入料D(固定料金分)及びE(変動料金分)については、「契約締結年度」と「支払い対象となる令和3年度の維持管理・運営を行う前々年度4月が属する年(令和元年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしているところでございます。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分のうち、「維持管理費相当分」、「運営費相当額(光熱水費相当分を除く)」、「運営費相当額(電気代相当分)」、「運営費相当額(ガス代相当分)」及び変動料金分のうち、「光熱水費相当分以外の単価」、「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」であり、改定率については右上にある表のとおりでございます。

次に、「4 改定後の各サービス購入料及び契約金額」にございます、「南部学校給食センター」をごらんください。先ほど御説明した各サービス購入料の改定額は表のとおりでございます。物価変動により、現在の契約金額154億1,608万1,290円を154億3,541万1,923円に変更いたしまして、税込で1,933万633円の増額を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「中部学校給食センター」をごらんください。同様に物価変動により、現在の契約金額112億575万7,795円を112億2,218万6,159円に変更いたしまして、税込で1,642万8,364円の増額を行うものでございます。

次に、「北部学校給食センター」をごらんください。物価変動により、現在の契約金額80億7,903万5,012円を80億9,145万2,305円に変更いたしまして、税込で1,241万7,293円の増額を行うものでございます。

議案第34号、35号、36号の説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ただいまの3つの議案について、御質問等はございますか。  
岩切委員。

**【岩切委員】**

いっぱい数字が出てきて、ちょっと分からなかったので、説明をお願いしたいんですけども、今回の変更の中というのが、説明資料の左上にあるA、B、C、D、Eのうち、DとEの一部が対象になっているということによろしいですか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

そのとおりでございます。

**【岩切委員】**

それで、Dの固定料金分の中では、この資料の右上にありますけれども、3.72%、3.78%、3.08%のところを対象でしょうか。それともその下のマイナス4.37%も対象になるのでしょうか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

固定料金分のうち、「運営費相当額（上下水道相当分）」というのが1.49%になっているかと思いますが、1.5%を超えた分については、上に超える分も下に超える分も改定の対象になりますので、先ほどのマイナス4.37%も含んで、上下水道分以外全てが改定の対象となるというところでございます。

**【岩切委員】**

分かりました。どうもありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはございますか。  
高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

規模で言うと、多分南部が一番大きいので、DとEが一番多いのかなと思ったんですけど、北部の学校給食センターだけ、サービス購入料Eの改定額が、中部と南部に比べて、割合的に、ちょっと少ない額ですが、多いかなと思ったんですけど、それは電気代とか、そういうものの誤差みたいな感じですか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

改定率に応じて計算をしています結果なんですけれども、北部学校給食センターというのは、ちょっとこれが該当するかどうかあれですが、オール電化で電気のみなんです。したがって

て、ガス代がかかっていないところの中で、今回、ガス代が下がっていますので、ちょっとそういう部分も影響しているのかなど。

**【高橋委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

田中委員。

**【田中委員】**

見方を教えていただきたいんですけども、これは「価格指数」がどれぐらい変わるかという、それが1.5%の差があるか、というのは分かるんですけども、「価格指数」というのは、実際こういうサービスを行えばこれぐらいかかるんだという、客観的に評価した数値であるという理解でよろしいのでしょうか。それが1.5%の中に収まっていれば、業者に若干の負担をしてもらうとか、あるいは業者が若干コストが安くなっても、そのままの委託料でいくのか、そういう考えで理解してよろしいですか。

**【末木健康給食推進室担当課長】**

客観的な価格指数という、まず御質問でございますけれども、今回、契約時におきまして、これらのサービス購入料は、この価格指数を使いましょう、というふうに規定をしております。例えば固定料金分の「維持管理費相当分」、一番上にあるものでございますが、これは「企業向けサービス価格指数」というのが日銀のほうから公表されており、その中に「建物サービス」という項目がありまして、これは、そういうビルメンテナンスですとか、こういう関係の部分で、PFI事業以外でもそうですけれども、これを使うのが一般的と言われていまして、同様に、そういう全ての項目は、この価格指数を使いましょうというものを使っていますので、客観的な数字というふうに考えております。

**【田中委員】**

分かりました。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

**【岩切委員】**

もう1個あるんですけども、令和3年度の話なんですけど、こちらの改定率のところを見ますと、令和元年度の価格指数を使っているんですけど、これは令和元年度を使っているのには何か意味があるのでしょうか。

【末木健康給食推進室担当課長】

資料の3番のところに書いてございますが、支払い対象となる、今回は令和3年度の価格を、「前々年度」ということで、そこで令和元年度を使います。

【岩切委員】

分かりました。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

それでは、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。採決につきましては1件ずつ行ってまいります。

まず、議案第34号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、それでは、議案第34号原案のとおり可決いたします。

次に、議案第35号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第35号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第36号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第36号は原案のとおり可決いたします。

議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

## 【榎本庶務課長】

それでは、「議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明申し上げますので、「議案」の表紙を1枚おめくり願います。

こちらは、「令和2年第6回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」の回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものにつきましては、10月27日に開催の定例会において御審議をいただきました「川崎市青少年の家」ほか2施設の指定管理者の指定についてのほか、先ほど御審議をいただきました南部、中部及び北部の各学校給食センター整備等事業の契約の変更についてと併せまして、これから御説明をいたします「令和2年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「議案第37号資料」の表紙を1枚おめくりいただきまして、「資料1」をごらん願います。下段の「(参考)」に記載がございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書となっております。

1枚おめくりいただきまして、「資料2」をごらん願います。「令和2年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、2,320万6,000円を減額するものでございます。

「補正の内容」といたしましては、まず、「1 歳入歳出予算補正」として、はじめに「校外行事運営事業費」において、4,243万2,000円の増額補正を行うもので、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料について、保護者の経済的負担の軽減を図るため、全額補填をするものでございます。

次に、「学校運営費」において1億2,345万3,000円の増額補正を行うもので、国の補助金を最大限に活用し、夏季休業及び冬季休業の短縮等により、例年では休業期間となる時期に授業等を実施するため、非常勤講師の人件費を補正するものでございます。

次に、「児童生徒急増対策事業費」において、5億178万7,000円の減額補正を行うもので、東小倉小学校校舎等増築工事の入札が不調になりましたが、児童生徒数の推計から教室数を増やし、令和4年4月に供用を開始することが必須であるため、必要整備手法を鉄骨造のリース校舎に変更することに伴い、増築工事の事業費を減額するものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、「熱中症対策機器設置事業費」において、3億1,269万6,000円の増額補正を行うもので、国の補助金を最大限に活用し、感染症対策を講じつつ、教育環境改善のため、空調設備が未設置の市立学校体育館に冷風扇を配置するものでございます。

次に、「2 債務負担行為補正」でございますが、「令和2年度家屋等リース経費」において、先ほど御説明申し上げます、東小倉小学校の鉄骨造のリース校舎に係る経費を計上したことに伴いまして、期間を令和2年度から令和8年度までとし、限度額を9億6,500万円増額し、17億7,582万7,000円とするものでございます。

以上の補正予算につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

恐れ入りますが、先ほどの「議案」の回答案にお戻り願いたいと存じます。今回、提出予定の

7件の議案につきましては、ただいま御説明をいたしました「令和2年度川崎市一般会計補正予算」を含めまして、いずれも意見はないものとして、教育長名により川崎市長宛て回答するものでございます。

議案第37号の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

この議案につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

「資料2」の「校外行事運営事業費」について質問させてください。「修学旅行等の中止」というのがあったんですけれども、一部の学校では実行されたというふうに伺っているんですけれども、「Go To キャンペーン」とか、そういった「Go To トラベル」を使えたりしたのかどうかとか、そういったこともちょっと、この内訳については教えていただきたいなと思います。細かい数字ではなく、どのぐらいの学校が対象になっているとか、あるいは大体のパーセンテージというか、割合で結構です。

**【桑原庶務課経理係長】**

今回の補正なんですけれども、「Go To トラベル」の要素はこの補正は含んでおりませんで、とにかく延期、そのような追加費用であるとか、あとは中止になったことによるキャンセル料とか企画料を補正するというものでございます。

**【小田嶋教育長】**

学校数としては、中学校は4校行っていませんので、丸々キャンセル分ということになると思います。ほかの学校は、春から夏にかけて実施の予定を1回秋に延期しているので、企画料がまずかかっているのと、そのお金も入るのかなと思います。

まず、小学校については全校キャンセル、そういう内訳になるかなと思います。よろしいですかね、そういうことで。

**【桑原庶務課経理係長】**

そうですね。1点だけ補足いたしまして、小学校は全校中止で、中学校は4校中止になっておりまして、中学校の場合は、学校としては行くんですけれども、各個人で行きませんという人、人それぞれの生徒さんに対してもキャンセル料をこの補正で全額を補償いたします。

**【小田嶋教育長】**

ですので、保護者負担はないということでよろしいですね。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

田中委員。

**【田中委員】**

すみません、この辺のお金を見方がよく分からないので教えていただきたいと思います。

「資料2」の下のところの「児童生徒急増対策事業費」ですけれども、もともと増築をがっちりやる予定だったのが、入札が不調になったので、その工事はなくなったものの、やはり児童生徒を収容しなきゃいけないので、リース校舎を導入することになったと。そのための経費がかかるけれども、もともと工事をしようと思っていた経費が高いので、それからリース料を引くと、差し引きでこれだけ、5億100万ほど浮いたんだという考えでよろしいんですかね。

**【桑原庶務課経理係長】**

実際には、増築工事につきましては、2か年の工事になりますので、今回減額している5億円は、1年目の工事でございますので、全体といたしましては、増築工事で約8億3,000万ほどの増築工事を全体としては減額するんですけれども、リース工法ということで、建設期間が非常に短くてできる工法になることによって、2ページ目の「債務負担行為補正」こちらでは工事費が約9億7,000万円、全体としては事業費というのは増額するような形にはなるんですけれども、児童生徒の令和4年の4月の供用開始を目指すというところでございますので、全体としては、増築工事は8.3億円減。リースとしては9.7億円増という、そんな形です。

**【田中委員】**

ざっくり言うと、今回不調で終わったものを、いずれやっぱりやらなければいけないですよ。だから、今回は少し減額になったように見えるものの、いずれは増築工事をやることを考えれば、それまでのリース料は、むしろ市全体の財政負担からいけば増えたんだという考え方になるという理解でよろしいですか。

**【桑原庶務課経理係長】**

そうですね。

**【小田嶋教育長】**

いずれ増築するのではなく、今回使うリースの校舎をそのまま使うということです。プレハブといってもしっかりした建物で、全体の費用としては、当初の予算、予定よりもかかるんですが、だからといってやめてしまうと、児童生徒数の増に対応できないので、対応するために手法を変えて、リースで、プレハブで建てるということです。

**【水澤教育環境整備推進室長】**

すみません。よろしいでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

はい。それでは、補足説明をお願いします。

**【水澤教育環境整備推進室長】**

実際の予算は単年度単年度の予算ですので、当初、これは工事費で支出を予定していたんですが、それがリースになることによって、今年の支払いはなくなるんですね。ですので、工事で予定していた事業費は全て減額をするという形です。

ただ、契約手続に入りますので、ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、「債務負担」ということで、その期間の予算を取って、実際の支出につきましては、令和4年度から始まるという、そのような形でございます。

**【田中委員】**

分かりました。トータルコストは、でも若干やっぱり高くなるということですね。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員。

**【高橋委員】**

この東小倉小学校の増築って、新川崎の南側にできる学校が新しくできると、いらなくなるものとはまた違う話ですか。

**【小田嶋教育長】**

新川崎の新校はまだまだ先のことなので、その間、増えていく児童数に対応するために、東小倉小の校舎を増やす必要があるために造る校舎です。

**【高橋委員】**

新しい学校ができれば、借りているプレハブ校舎はお返しするという感じで、という理解で合っていますか。

**【小田嶋教育長】**

二瓶担当課長、お願いします。

**【二瓶教育政策室担当課長】**

新川崎、新小倉地区にできますゴールドクレスト、こちらのマンションによりまして受ける影響も確かにございます。

ただ一方で、東小倉小学校の学区全体で、実は児童数が伸びておりまして、新川崎小学校、新校が令和7年の開校を目指しておりまして、そちらでも児童がその新しい学校に移れば、一定程度、また東小倉は落ち着くことにはなるんですが、ただ、東小倉全体での児童数の伸びというものもございまして、そちらは新校ができつつも、しばらくの期間は使っていく見込みになるというふうに考えております。

以上です。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第37号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

#### 議案第38号 令和2年度教員表彰について

矢澤教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第38号は原案のとおり可決された。

## 7 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時21分 閉会)